

**(公財) 日教弘教育文化事業**  
**鳥取支部 文化・芸術・スポーツの振興事業助成 募集要項**  
**(教育講演会等、芸術・文化活動、スポーツの振興)**

教育文化事業の助成は、教育の振興に寄与すると認められる全県規模の団体および団体の生徒の特に有益な研究・活動等に対し助成を行う事業です。

令和8年度は下記要項のとおり実施します。

1. 主催 公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部

2. 助成要件

(1) 助成の趣旨

鳥取県の全県規模の教育関係団体及び教育研究団体が行う、教育の向上発展に寄与する有益な研究・活動を対象に助成を行います。

(2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 児童・生徒の教育活動を目的としないもの

(3) 募集の対象

- ① 教育講演会等への助成（募集は4件程度とする）
- ② 芸術・文化活動への助成（募集は2件程度とする）
- ③ スポーツの振興（募集は3件程度とする）
- ④ 教育図書 の贈呈（募集要項 別途記載）

※ 全県規模の教育研究団体及び教育関係団体が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。

※ 令和8年度1年間で完了する研究・活動等とします。

(4) 募集期間 令和8年4月1日～6月22日（申請書必着）

※ 申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。

※ 採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。

※ 助成が決定した事業については、研究・活動等の進捗を確認することがあります。

(5) スケジュール

令和8年 4月上旬 事業一覧、応募案内送付

6月22日 申請書の提出締切  
7月 1日 教育振興事業選考委員会で選考  
7月 4日 幹事会で採否決定  
7月中旬 結果の通知  
7月下旬 助成金振込  
令和9年 1月29日 成果報告書の提出締切

- ※ 申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。
- ※ 助成が決定した事業については、研究・活動の進捗を確認することがあります。

## (6) 応募方法

### ① 申請書作成・提出

- ア 当支部ホームページ (<http://www.kousaikai-tottori.jp/>) を開き、「団体助成金申請書」をダウンロードしてください。
- イ 申請書に必要事項を記入してください。  
振込先は団体口座（個人口座ではなく）としてください。
- ウ 公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部事務局まで、E-mail または郵送にて提出してください。

### ② 附属資料の提出

- ア 参考資料を添付する場合は、上記と同様に E-mail または郵送にて提出してください。

### ③ 締切

令和8年6月22日とします。（申請書必着）

〈個人情報の取り扱いについて〉

- ・ 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象団体の団体名及び助成対象テーマと助成金額や活動の様子を、ホームページ、広報誌等で公表します。

## 3. 助成金額

1件あたり3万円～15万円以内とします。

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- (1) 応募する申請者本人の人件費及び謝金（共同者も含む）

- (2) 汎用性のある機器（例：パソコン、OAソフト＜Word, Excel 等＞、コピー機、タブレット端末）等の購入費
- (3) 組織等の一般管理費（例：懇親会等の飲食費）等
- (4) 海外旅費（ただし、国内旅費は申請額の30%までとします）
- (5) その他研究・活動に直接関係がない講習会費、物品等

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。

#### 4. 選考

##### (1) 選考方法

- ① 鳥取支部教育振興事業選考委員会の選考後、鳥取支部幹事会の議を経て支部長が対象団体を決定します。
- ② 助成の採否を文書で各申請団体に連絡します。なお、採否の理由についての問い合わせには回答しません。

##### (2) 選考基準

- ① 事業の公益性・社会性      申請事業が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ② 事業の適正性                申請事業が、助成の趣旨と合致しているか。
- ③ 事業の必要性                課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ④ 事業の実現性                申請事業の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

#### 5. 助成対象団体の義務等

助成対象者は、申請書の内容に従って助成金を使用します。また、使用する際には、研究・活動等の終了後に経過・結果等に関する報告（成果報告書）と合わせて会計報告書を提出してください。

成果報告書の提出方法については、対象者に別途お知らせします。

なお、提出された報告書・資料等は、当支部が公表できるものとします。

#### 6. その他注意事項

- (1) 申請書及び成果報告書の記載内容については、代表者（学校長等）に承認をもらった後にチェックマーク記載欄にチェック☑を記入します。
- (2) 提出された書類等は返却しません。
- (3) 万一、故意の虚偽記載、同一テーマによる重複申請、あるいは活動・研究倫理上の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受けつけられません。

(4) 選考結果の情報および採否の理由についての問い合わせには回答しません。

(5) 申請者は、本年度当支部のその他助成事業に重複して応募できません。

(6) 助成対象者が助成事業の成果を発表する場合には、助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。

また、教育機関のホームページや広報誌において活動・研究の成果を発表する場合も、その成果が公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部からの助成を受けて行った成果であることを表示してください。

なお、助成金で購入した物品等についても同じとします。

## 7. 問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部

〒680-0833 (住所) 鳥取県鳥取市末広温泉町608

TEL 0857-26-5334

E-MAIL : [t-kyoko.t.y@topaz.ocn.ne.jp](mailto:t-kyoko.t.y@topaz.ocn.ne.jp)

URL : <http://www.kousaikai-tottori.jp/>